

健康・福祉関係

<p>件名</p>	<p>保育園について</p>
<p>内容</p>	<p>【厚生労働省が示している子育て支援について】</p> <p>①白井市の保育園では「保育所における子育て支援」は行っていないのでしょうか？ 行っていない場合はなぜ行わないのでしょうか？また今後も行わない方針でしょうか？</p> <p>行っている場合、通園時間に担任に会うことがほぼ無いため、コミュニケーションが取れず保育園での様子等を知ることができません。</p> <p>白井市では「親の仕事中にただ預かっているだけ」に感じます。</p> <p>病院通院のため30分早く連れて行きたいとお願いしても「本来は時間外使えないので、お父さんが仕事を休むか、祖母に依頼してください」とのことでした。</p> <p>とても「子育て支援」を行っているようには感じませんし、核家族世帯には厳しい環境に感じます。東京、他の市との差をすごく感じます。</p> <p>②産前産後及び育休中の利用時間について</p> <p>市の保育園案内では産休中は標準時間の利用となっておりますが、実際に保育園からは「産休中でお休みでしょうか？」と短時間利用を何度も言われました。どうお考えでしょうか？</p> <p>育休中の短時間利用について、多々の自治体ではだいぶこの部分が撤廃され、就労認定のときと同じ時間の利用ができるようですが白井市は今後も時短での利用時間でしょうか？</p> <p>③就労証明書の提出について</p> <p>「認定が変わる」「職場が変わった」場合は提出しなければならないのは分かりますが、変更もないのに毎年提出を求められるのはなぜでしょうか？</p>
<p>回答</p>	<p>はじめに、白井市の保育所における子育て支援については、一例としまして、日頃就労している保護者が、御自身の体調不良等により休暇を取っている場合など、保護者が在宅であってもやむを得ず家庭保育が困難な場合には保育所でお子さまをお預かりしており、保護者の子育てにおける様々な御負担に対する支援に努めているところです。</p> <p>お問合せのように、保護者の通院によりやむを得ず時間外保育が必要な場合には、各園の園長や担当保育士に御相談ください。</p> <p>なお、上記のような個別の事情により保育所を利用する際には、園が状況を把握する必要があることから、保護者の状況や、場合によっては御親族の状況などもお伺いする場合がございますので、その点に関しましては御理解いただければと存じます。</p> <p>また、日頃の保護者と担任保育士とのコミュニケーションにつきましては、できる限り密なコミュニケーションを図ることが必要であると考えております。業務やシフトの関係で送迎時に担任の対応が難しい場合もありますが、連絡帳の活用等により、できる限り連携を図るよう努めております。</p>

担任保育士と直接お話しすることを希望される場合は、遠慮なくお声がけください。

次に産前産後及び育休中の利用時間について、保育所は、保護者が就労や疾病等の理由で子どもを家庭で保育ができない場合に、保護者に代わって保育することを目的とする児童福祉施設となります。

そのため、保育所を利用する事由につきましては、法令により、保護者の就労や就学、疾病等、特定の事由によるものとされているところですが、育児休業中の保育所利用はこれらの事由と扱いが異なり、育児休業開始前に既に保育所を利用している児童に限り継続利用する場合のものとなっています。これは、保護者が保育できないことを理由としたものではなく、在園児童の環境の変化に配慮したものであるためです。

このように、保育の必要性に伴う事由でないことから、原則として短時間の利用とさせていただいているところです。現在のところ育児休業による保育所利用の利用時間を標準時間に見直す予定はありませんが、今後とも近隣自治体や社会情勢等に注視していきたいと思っております。

また、産前産後の保育所利用につきましては、出産や産前産後の体調不良に対応するために標準時間での認定となっておりますが、体調が安定しているときには短時間での利用をお願いしております。

体調不良時等、家庭での保育が難しい場合は、保育園を御利用いただけますので、各園の園長や担当保育士に御相談ください。

産休中の体調不良時の保育園利用につきましては、あらためて市内各園に対して周知を行うとともに、今後とも、保育者支援の視点から、保育者に寄り添った対応を行うよう指導してまいります。

最後に、入園後の就労証明書等の再提出につきましては、法令により、保育所を利用する保護者は毎年就労証明書等の保育を必要とする事由を証明する書類を自治体に提出しなければならないとされていることから、年に1回、現況届と併せて提出をお願いしているところです。

前述のとおり、法令により定められているものであることから、本来自治体によって運用が変わるものではなく、当市においても見直しの予定はありません。

書類の提出に当たりましては、保護者の皆様や職場の担当者様に御負担をおかけしているとは存じますが、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

(関係課：保育課)